

東洋史研究

第二十一卷 第二號 昭和三十七年十月發行

辛亥革命前の利權回收運動

堀川 哲 男

はじめに

一 利權回收運動の背景

二 回收運動の進行

三 立憲派と革命派

四 諮議局と鐵道國有化反對闘争

おわりに

はじめに

121

アヘン戦争以後常に植民地化の危機下に置かれた中國は、その後條約締結毎に列強に對して種々の利權割讓を餘儀なくされた。一方、この過程を通じて得た歐米諸國の物質文明優位に對する認識は、一八六〇年代に始まる洋務運動——軍事中心の近代工業の初歩的發展として具現化した、この物質分野の西方優位を承認し乍らも、精神分野での自國の優位性

を頑固に主張し續けた洋務論は、日清戦争の敗北により完全な破綻を見せる。その後の變法運動は、この現實を直視し、洋務論を止揚すべく出發したもので、その目標は、概括的には、植民地化の危機を克服し、中國を資本主義の方向へ導く事にあつたといえる。しかし、その政策を支えるべき民族ブルジョア層の非力の故に、所期の効果をあげ得ぬまま、保守派の反撃の前に屈さねばならなかつた。しかも他方では、帝國主義段階に達した列強の利權爭奪は益々激化の様相を見せる。

元來、中國の資本主義化は歐米資本主義の侵入により促進せしめられたものではあつたが、二者は當初より矛盾關係にあり、民族産業の資本主義的發展には帝國主義との對決が不可避免的に要請された。しかも帝國主義への武力による抵抗の非効率性は義和團運動によつて證明済みで、その對決には別の方式を採らざるを得ない狀態に迫り込まれていた。

本稿で問題とする利權回收運動は、この様な狀況下に展開するのである。

一 利權回收運動の背景

利權回收運動は一九〇五年前後より顯著な發展を見せ始め、多少の消長を伴いつつ一年の革命迄繼續する。本章ではこの運動がこの時期に集中的に現れた原因と見られる點を抽出する事により、その背景を明らかにしたい。

(一)、變法運動の繼承發展としての側面。清末變法論の出發點が日清戦争を契機とする危機感にあつた事は、贅言を要しない。康有爲を中心とする變法派は、植民地化の危機を克服せんが爲、國政の改革案を掲げて一九世紀末の政治の舞臺に登場したのであつた。具體的には康有爲の奏議に見られる八股文廢止・學校開設・工業振興・兵制改革・憲法制定・國會開設・商業振興・制度局開設・漕運廢止・鐵道敷設・釐金撤廢等の諸要求がそれである。¹⁾この改革案が中國のブルジョアの變革を志向したものである事は、その内容からも容易に推量し得るであらう。しかしその政策をバックアップすべき民族ブルジョア層の力量は微弱で、當時独自の階級的存在を主張する迄には至つていず、その改革案は急進的に過ぎるとして保守派官僚に排斥され、失敗に歸したのである。いわば意識の面で主導權を握つた變法派の政策と現實の政治經濟の發

展段階との大きな開き、及び支持層との意識のずれがこの悲劇を招いたといえる。しかるに義和團事變經過後の段階では、一度否定した諸改革案を、皮肉にも否定した當事者が消極的乍らも實行に移さざるを得ない狀況が生れて來た。一九〇三年の商部設立・商律公布・商業振興の上諭・鐵道簡明章程公布、一九〇五年の科擧制廢止・憲政考察大臣の海外派遣、一九〇六年の立憲豫備宣告・實業獎勵措置公布、一九〇七年の鑛務正章實施等がそれである。⁽⁵⁾この事は變法支持層の急速な成長を示すものである。即ちこの時期になると、かつては過激な主張として拒否された變法派の要求も一般化したといえよう。つまり、少數知識分子の力で帝國主義に對抗しようとした變法運動と異なり、より廣い層を動員し得る基盤が生れた事を意味する。

(二) 民族意識の高揚。これを日露戰爭——日本の勝利に刺激された現象と一元的に考える事には疑問が残るが、それが最大の要因をなしている事實は承認すべきであろう。中國人の中には、日露戰爭の結果が豫測出來ぬ頃から、既に日本の勝利を期待する聲が聞かれた。その理由は、これにより、①黃色人種に對する白色人種優位の定説が崩れる事、②專制政體に對する立憲政體の優位が證明される事の二點であつた。⁽⁶⁾日本の勝利が確定した時、東方雜誌(二一九)はこの理論を敷衍して、『論日勝俄後列強於亞東之現象』と題する社説を掲げ、次の様に論じている。

今者日勝俄敗、戰局將終。向時黃白優劣之說、不足復信。太平洋日本海之間、驟闢一新天地也。戰列強鷹瞵鸞視之態、紆華族豆剖瓜分之禍。當此之時、正我中國四萬萬人、投袂奮起、力圖自強之日也。

即ち日本の勝利を白色人種に對する黃色人種の勝利と評價、自國民の奮起を促したのがこの場合である。一方、この戰爭の中國人に與えた心理的影響についていえば、日清戰爭後の變法論者と同様、日本に對する過度の讚辭となつて現れている。例えば東方雜誌(二一四)の『中日二國同在亞洲、同爲黃種、又同時與歐美通商、而強弱懸殊至此。其故何歟。』の中では、日中兩國の相違點が次の様に指摘されている。

(一)日本人愛國而中國人不愛國。……(二)日本尙武而中國不尙武。……(三)日本善變而中國不善變。……(四)日本得人而中國不得人。

勿論この見解は皮相で、それ自體は説得力を持つものではない。だが、この論文の意圖が單なる日本禮讃ではなく、日本の勝利という事實に黃種としての自己の未來像を見る事により中國の發展の可能性を説いたものとすれば、論者をしてこの言をはかした日本の勝利の心理的影響にこそ意義を認むべきであらう。

つまり日清戦争が民族意識に對する第一の衝撃であつたとすれば、日露戦争はそれ以上の衝撃を与え、利權回收のスムーズな展開の爲の地ならしをなしたと考えられる。支那之工業（六〇頁）はこの經緯を次の様に記している。

支那ハ日露戦争ノ影響ヲ受ケ三千年ノ迷夢纔メテ醒メ奮然自覺ノ境ニ入レリ、立憲制度採用ニ伴フ官制ノ改革ハ中外環視ノ下ニ現ヘレ、實業獎勵工業振興ヲ目的トスル官制ノ改廢法令ノ制定頻リニ行ヘレ、一方民間ニ於テハ前期來支那人ノ腦裏ニ潛ミシ一種ノ排外自立心ハ日露戦争ニヨリ頗ル激成セラレ、所謂利權回收熱トナリテ爆發シタリ。

又、Pott, F. L. Hawks の『上海史』^(三)九頁）は、日露戦争の影響について、次の様な論評を加えている。

數十年以來はじめて亞細亞人が戦争に於てヨーロッパ人よりも優秀であることを立證したのである。……日本の勝利を歡喜する聲は全亞細亞のあらゆる國々に擴がつた。支那も、もしこの隣國の島國の足跡を學び、西洋の科學教育、西洋の機械、西洋の兵法及び政府の改造を導き入れたならば、日本よりもむしろ強い國家に成ることができるということは簡単に推論されることであつた。

しかも注目すべきは、從來自國民の民族的自覺の缺如を嘆く事に終始していた知識人が、當時の民衆の動きの中に、新しい民族の胎動を積極的に認めようとして來た事實である。

然至於今日則其勢稍異矣。有志之士倡之於上、而天下翕然應之。近歲以還、吾社會已羣知利益之不可豫人而國權之當重也、則皇皇然日謀所以自保者。此所以粵漢鐵路與夫華工禁例之事爭之者、幾於通國一致。而此外各省路礦、以自辨爲抵制者、踵相接也。……愛國合羣之舉、漸於中國見之。^(東方雜誌二一十一『論目前時局之危』錄乙巳九月二十七日南方報)

民族の躍動は、又個人の利益追求を國家的利益としての利權保護に直結し商工業振興の動きともなつた。即ち、企業を興す場合、しばしば『これにより利權の外溢を防ぐ』とか『この企業を興す事は、外國利權奪回の一手段である』とかの

主張がなされるのである。

近年贛省各屬紙煙一項、銷場甚大。農工商礦局、近議購機仿造、以免利權外溢。

浙省所產黑魚、其味甚佳。茲有人以之炮煮調和、裝盛鉛罐出售。既便攜帶、不致敗餒。亦奪回外洋利權之一也。(東方雜誌二一七、各省商務彙誌)

又、集股章程に、中國人以外の投資は認めないと規定している事例も多く見られた。

〔商辦金陵自來水有限公司集股章程〕本公司全招華股、不招洋股、以保利權。(時報、一九〇六年七月二一日。中國近、代工業史資料第二輯下、七四〇頁。)

〔唐山啓新洋灰公司續訂總章程第一六節〕本公司股東……不得隱附洋股及暗令洋商承受該股東名號。(直隸實業彙編、卷六、工政、頁一九。中國近代工業史資料第二輯下、七)

四一頁)

この事は注目に値いする。利權回收運動を論じる場合、多くは鐵道鑛山利權の回收過程が語られるが、その運動の展開は、ここに現れた如き現象と無關係ではなかつたのである。

他方、ナショナリズム志向の意識は、合理性を缺いた激情的形態をとつて、民族の奮起を促す場合がある。山西鑛山利權回收運動における留日學生李倍仁の自殺、蘇杭甬鐵道借款反對運動中の浙省鐵路業務學生鄒綱、浙路副工程師湯緒等の自殺は、その極端な現れであろう。しかも、かかる行動は民族運動の發展にしばしば豫期以上の効果を發揮する。何故なら、ナショナリズムの情緒的側面に對する死という嚴肅な事實のもたらす衝擊には極めて多大なものがあるからである。

この場合、民族運動の發現過程——特に前期的ナショナリズムには往々、合理精神に背反した行動が不可避免的に伴うという狀況を、當然豫想しなければならないであろう。

(三)、この時期になつて顯著となつた民族産業の發展。清末商工業の發達は、先進資本主義の壓迫下にある事、國內的にも資本主義化を阻止する種々の要因が存在する事等により、極めて苦難に満ちた足跡を残している。外國の優良製品の中、國市場への流入は中國商工業の發展を阻害する第一の要因であつたが、それと關連して關稅自主權の喪失、釐金の存在、

傳統思想の拘束、資本の貧困、資本主義的企業精神の缺如等もその要因と考えられる。しかし日清戦争後、それは次第に上昇傾向を辿り始め、特に一九〇五年頃を契機に一つのピークを形成する。第一表はその概括的傾向を示す統計である。

これにより一應の傾向は把握出来るが、その中には商辦・官辦・官商合辦・中外合辦の全てを包括しているので、次に商辦のみの場合を見ると(第二表)、これもほぼ同傾向を示している。總じて、この時期に民族産業が、企業への投資額に關する限り、飛躍的成長を遂げた事を知りうる。支那經濟全書(第拾一編(六一頁))はこの様な狀況について、

支那ニハ古來大規模ノ工業之レナク、偶マ之レアルモ官業ナラザレバ、他ハ概ネ一地方ニ供給スル物ヲ製スルニ止マリ、其業小ニシテ大ナル資本ヲ要スルコトナク、大規模ニ生産スルモノナカリシガ、近年ニ至リ所謂新工業ノ利益一タビ認メラレテヨリ、所在資ヲ集メテ工業ニ從事スルモノ漸ク多數トナラントス。

と述べ、一九〇五年中に登記した會社名と資本額を示した後、次の様に記している。

其資本ハ少キモ五千兩、多キハ百萬兩、公司ノ數四十、資本ヲ合計スル時ハ八百四十七萬九千兩ニ上ル。實ニ少ナシト言フベカラザルナリ。是レ豈支那人ガ自國ノ富源ヲ自覺シ、之ヲ精製スルノ利ヲ悟リタル爲メ、天下ノ資本ハ自ラ之ニ向ツテ注ギタルモノニ非ズヤ。由來支那ノ富豪ナルモノハ、現金ヲ有シテ之ヲ空シク庫中ニ藏スル者多シ。是等ノ人漸ク工業ノ利ヲ知ルニ至ラバ、資本ノ集マラザルヲ患フルコトナカルベキナリ。(同六四頁)

この傾向は既に日清戦争後にも小規模な形で現われ、戊戌變法の背景をなしていたと考えられる。尤も、民族資本の要求を變法運動推進者の改革要求に直結させる爲には、尚多くの實證的研究を必要とするであらうけれども。しかるにこの時期になると、企業への要求の高まりに伴ない、それは民族産業獨自のものとして具現化する。一九〇七年に實施された鑛務正章(第四章(第九款))には『外國鑛商不能充地面業主』とあり、中國人との合資による以外、外人の採掘を許可しない旨規定されていた。當時の鑛務正章に關する論評は次の如くである。

外人ノ開掘ニ關シテハ、大體ノ主義ニ於テ現行法ト變ラザルモ、尙ホ一層ノ排外保全ノ意義ヲ表白セリ。(支那經濟全書(拾輯四二七頁))

新嶺山章程モ、亦尙ホ此利權回收說ノ爲メニ多少影響ヲ受ケ、爾後外人ハ支那人ト共同スルニアラザレバ、嶺山ヲ採掘シ得ザル旨規定セリ。
(支那經濟全書 拾編九七一頁)

この様な民族産業の要求は、しかし乍らそれを阻止する要因の挑戦を受けなければならなかつた。資本主義諸國の對中國投資は、一八九六年以來上昇線を辿つており(第三表)、列強の對中國輸出も漸次増加の傾向を見せる(第四表)。

この狀況は必然的に、まさに發展しようとする民族産業に對する重壓となつて現われるのである。綿紡織の場合、急速に勢力を得て來た日本綿糸輸入は中國綿糸を壓迫したし、マッチ工業の場合でも、その發達を阻止するのは外來の優良製品であつた。⁽⁶⁾

これは、他の部門にもいえる事であり、民族産業の發展はこうした不利な條件の克服を必須の前提としたのである。次の『獎勵華商』(東方雜誌二)なる一文は、かかる困難な狀況を前にした民族企業家の要求を代辯したものとえよう。

讀商部奏請獎勵華商章程、可謂詳盡。然吾竊有疑焉。謂其有獎勵而無保護也。夫華人本有經商資格、苟有利可獲、雖無獎勵、彼固趨之若鶩。……吾謂今日商部宜先定保護之法、而獎勵次之。且所謂獎勵者與其獎以頂戴之虛名、不如獎以補助金之實惠。……今日而眞欲振興實業乎。非編定商法、國家力任保護、吾未見有効也。

即ち、民族産業振興の道は、單なる虛名による獎勵ではなく、實質を備えた國家の保護だという主張である。我々は、そこに、初歩的成長を遂げんとする民族産業の要求と、苦難の道を豫想する事が出来る。

この他に、更に義和團事件の結果に對する反省が、利權回收運動の背後に何程かの比重を以て存在したと考えられる。それは、直接武力に訴える事の効率の低さへの反省と、それが反つて危機を増大させる事への恐怖であり、**「文明之抵制」**という主張は、この様な内容を内に秘め、利權回收運動的方式によるナショナリズムの燃焼を求めたものといえよう。

以上、回收運動の背景を概略的に述べた。この中どれが主要因であるか、即斷を下す事は困難である。利權回收を個々の場合に見れば、その置かれている狀況によつて一様ではない。或る場合には民族意識高揚の反映と見られる要素が支配

的であり、他の場合には民族資本の要求としての要素が優勢な事もある。しかし、利權回收運動として把える時、今迄述べて來た背景が不可分の存在したという事實が問題なのであり、これら一切を含めてナショナリズムの端緒的發展と考えられる。

二 回收運動の進行

はじめに、利權回收運動の一般的狀況について述べよう。支那經濟全書(第拾輯九)には、

(七一頁)には、

今ヤ所謂利權回收說ハ全支那ヲ風靡シ、已ニ與ヘラレタル鑛山採掘權モ、亦之ヲ回收セント企テ、實行ニ着手シ、各地ニ紛擾ヲ惹起シツツアリ。

とあり、支那年鑑(第一回、二八八頁)も亦一九〇三年商部設立以後を内國人企業時代として、それ以前の官督商辦時代及び外人企業時代と區別し、

是ヨリ上下協力同心、條約ニ基キ外人ヨリ回收シ得ベキ利權ハ之ヲ回收シ、外人ノ經營セル事業ハ、同種ノ事業ヲ興シテ之ヲ壓迫シ、外人ノ着手セントスル事業ハ、先ヅ自ラ着手シテ之ヲシテ着手スルコト能ハサラシメ、直接間接ニ利權ノ回收ニ從事シ、功績ノ觀ルベキモノアリシカバ、利權回收熱沸騰シ、常軌ヲ逸スルモノ數々……

と記しており、當時、利權回收運動がかなり大きな社會的風潮をなしていた事が窺える。

利權回收運動は鐵道・鑛山兩部門に特に顯著であるが、それは①鐵道・鑛山利權獲得が列強の勢力範圍畫定の指標であつた事、②他の部門に比して利權として明確にされている爲、回收過程の把握が容易な事の二點に起因している。従つてこの運動は鐵道鑛山兩部門に止まるものではなかつた。移民法をめぐる對米бойコット、⁽⁸⁾第二辰丸捕獲に端を發した日貨排斥運動⁽⁹⁾の背景には、中國市場權をめぐる列強と民族資本との抗爭があり、その意味で、これらも利權回收運動と同一平面に位置していたと見られる。

(1) 鐵道部門

事例①川漢鐵道。これは、四川への道を求めて鐵道敷設權獲得を畫策していた英佛に對し、總督錫良が、張之洞と協議の結果、それを排除すべく四川士紳に呼びかけて、自辦に踏切つた事に始まる。⁽⁴¹⁾ 一九〇三年七月の上奏で、錫良は、四川に對する外國勢力の脅威が目前に迫っている事、又チベット・西康・雲南・貴州各省に連なる四川の地理的重要性を強調、官が速かに公司を設立し華股を招集して利權を保護すべきだとして、△關利源・保主權▽を目的とした川漢鐵路公司設置案の許可を求めた。⁽⁴²⁾ 更に一九〇四年一月の上奏では、重ねて川漢自辦の必要を説くと共に既に公司を設立した旨通告している。⁽⁴³⁾ そして同月末許可を得て、馮煦を督辦、沈秉堃等を會辦とし、資本募集に着手した。⁽⁴⁴⁾ つまり、これは利權回收ではないが、英佛の野心を斥け自辦に踏切つたという意味で、回收運動と同一系譜上にあつたと見る事が出来る。

川漢鐵道自辦の主唱者は前記通り錫良であり、四川士紳は自辦の要求を持ちつつも、自ら運動を指導して行くだけの力量を缺いていた。従つて公司の經營・人事面にも錫良の意志が大きく働いていたのである。

督辦馮煦（江蘇金壇縣人、光緒二十二年進士、二七年山西按察使、四川布政使、三三年安徽巡撫。）會辦沈秉堃（湖南長沙縣人、錫良に拔擢され、二九年成綿潼龍茂道、三三年甘肅・雲南布政使、後護理雲貴總督、廣西巡撫、實業振興に努む。）總董胡峻（四川人、翰林院編修。）

彼等はいずれも錫良が推舉した人物であり、就中沈は錫の囑望する所といわれた。⁽⁴⁵⁾ 株式募集には、民間募集の他に租股・土藥股・鹽股・茶股等があり、最後迄官辦的色彩が濃厚であつた。つまり川漢鐵道自辦は錫等官側が主導し、鄉紳層がこれに呼應したものといえよう。又、學生層が運動の一翼を擔つていた事も注目値する。⁽⁴⁶⁾ しかし川漢鐵路公司も、一九〇七年二月商辦に歸してより徐々に變質し始め、鐵道國有化反對運動の段階では鄉紳層・商人層の發言力が相當大きくなつていたと見られる。

事例②粵漢鐵道。まず回收運動の口火を切つたのは、粵漢鐵道である。⁽⁴⁷⁾ 元來、粵漢線は一八九八年四月の華美合興公司

(The American China Development Co.) との四百萬ポンド借款契約に基いて建設される事になつていたが、その後公司の株の大半が Belgian Syndicate (比國公司、實質は露佛の傀儡) に買い占められている事實が判明するに及び、湖廣總督張之洞が一九〇〇年七月の粵漢追加條約第一七條 (權利は米人以外に譲渡出來ぬ規定) 違反を理由に回收に乘出したのである。特にこれに先じて成立した京漢鐵道借款の相手が同じ Belgian Syndicate であつた事は、南北貫通の二大線が共に露佛の手中に陥るといふ危懼を抱かせた。湖南で張之洞に呼應したのは次の面々である。

龍堪霖 (湖南攸縣人、代々文學を以て顯わる、同治元年進士、江西學政、內閣學士、刑部右侍郎、江蘇學政等歷任。) 王先謙 (湖南長沙縣人、同治四年進士、江蘇學政、國子監祭酒、知豐火柴廠資本金一四萬元創辦。) 張祖同 (當時候選道、湖裕公司、和豐木材廠創辦。) 王之春 (湖南清泉縣人、湖北布政使、露ニコライ二世戴冠式遣使、廣西巡撫歷任。) 曾廣鑾 (侯爵、後資政院議員。) 左念忠 (侯爵) 袁樹勳 (湖南湘潭縣人、順天府尹、民政部左侍郎、山東巡撫、兩廣總督歷任、湖南にて通濟典舖資本金數十萬兩開設、萍鄉煤礦に投資、家産六—七百萬兩。) 席匯湘 (當時安徽補用道。) 譚延闓 (湖南茶陵縣人、譚鍾麟の子、光緒三〇年進士、翰林院編修、後湖南諮議局議長、革命後湖南都督となる。内外の時勢に通ず。) 葉德輝 (湖南湘潭縣人。光緒一八年進士、王先謙に師事、吏部主事となつた後引退、著述に専念。)

彼等はいずれも湖南の大郷紳層であつた。根岸佶氏は湖南郷紳の代表として二王一葉、即ち王闓運・王先謙・葉德輝をあげ、その勢力の大きさについて次の様に述べている。

二王一葉は……共に學術一世に秀で、德望郷黨に高く、湖南の郷紳と仰がれた。加ふるに彼等は中國民衆の指導者たる紳士の多數を門人として居るから、高きに登りて一呼すれば、四方響應した。巡撫が湖南に莅むとき、先づ三紳を訪問する。直ちに面會し得るときは幸運であつて往々當駕と呼んで門前拂に遇ふ。……清末利權回收運動大に行はれ、省内の鐵道は省人で布設することとなり、「湖南人」の湖南」と言ふ標語出て、湖南に事ある毎に三紳の先導を待たざることなかつた。(中國社會に於ける指導層、一五六頁)

しかし、この中譚等一部を除くと、彼等は決して新しい意識の所持者ではなかつた。その事は戊戌變法當時の王先謙・

葉德輝等の改革派に對する頑強な反對からも察せられる。にも拘らず、彼等が回收に乗出した事、又彼等をぬきにしては、粵漢回收自體が考えられなかつた所に、この運動の複雑な側面が存する。

彼等是一九〇四年六月、六四名の連名を以て外務部・商部に廢約を電請すると共に、張之洞・盛宣懷にも稟告し、他方それを公表して廣く世論の支持を求めた。

ついで廣東も回收に乗出し、同年一〇月には湖南・湖北・廣東の紳董が廣東に會し、左宗著（御史・廣州商務會總理）・伍銓華を正副會長に選んで廢約を決議するに至つた。又、御史黃昌年は『請挽回路政』を上奏、瞿鴻禨（湖南善化縣人、同治一〇年進士、都察院左都御史、工部尙書、協辦路礦大臣、軍機大臣、協辦大學士歷任。）も同じく粵漢回收を要請した。

前述の七條違犯問題については、米・ベルギー側は、『公司自體の權利の移轉を制限したもので、個々の株主を制限するものではない』との解釋をとり中國側と對立したが、遂に Morgan 商會が Belgian Syndicate から株を買戻した事により、廢約の根據は失われた。しかしその後も回收を主張する聲は依然強く、

利權回收ノ熱ヘ日ヲ追ウテ盛ニ唱ヘラレ、三省ノ富豪ガ自辦ヲ決議ス。
（支那經濟全書 五輯四九七頁）

という狀況、學生層の活躍、對米ボーイコットの影響もあつて、結局五年九月、六七五萬ドルで回收される事に決定した。しかし、回收費調達に苦しんだ中國は、香港政廳の條件を容れた上で一一〇萬ポンドを借入せねばならなかつた。この事からも、回收運動支持者の經濟力が必ずしも強固なものでなかつた事が覗える。

利權回收には成功したものの、建設には依然資金難に苦しめられた。張之洞は借款による建造を計畫したが、これに對する反對は強く、黃昌年の借款不可の上奏、それをうけた上諭には、

借款修路、流弊滋多。粵漢鐵路應由三省集股興修以保權利。不准借用外債。

とあり、又兩廣總督岑春煊の資金募集狀況不良を理由とする『息借洋款以資興舉』の計畫に對する戶部の反對もあり、世論の要求等とあいまつて、借款計畫は遂に中止となつた。

この後、鐵道管理權をめぐつて△張之洞・岑春煊▽と△各省紳商▽が對立、廣東ではそれが特に激烈であつた。岑が地方稅増徴による官辦の構想を紳商に傳えると、彼等は一致して反對意見を述べ、民間の手による建設を主張した。更に岑が反對運動の主唱者黎國廉（廣東廣州人、舉人、福建候補道。）を逮捕するに及んで、全省をあげて反對に立上り、留日學生も頻々と政府に打電、岑の非を彈劾した。⁽³¹⁾ 同郷の許應駁・伍廷芳・唐紹儀等も背後で動いたものと考えられる。湖南でも商辦の主張は強く、湖南商會衆董陳文璋（湖南長沙縣人、江蘇巡撫陳啓泰の弟、道員、湖南商會總理、長沙電燈有限公司資本金二〇萬兩、諮議局議員、革命後湖南財政司長、湖南鐵路局局長、湖南電燈公司總理。）・周聲洋・陳家珍等二四名は官督商辦となつた後も商辦湖南鐵路有限公司設立案を商部に提出している。⁽³²⁾ かかる強硬な反對を前に張・岑等も遂に讓歩し、結局廣東は商辦・湖南は官督商辦・湖北は官辦と決定、建設を進める事となる。しかし、解決を見たとはいへ、この官督民營の争は、後の國有化問題の生起を豫想させるものであつた。

ところで湖南における運動が大郷紳の主唱下に、郷紳層・學生等を加えて進行了のに對し、廣東での中心は七二行商で代表される商人層であつた。新民叢報（五九號・大事月表）の

甲辰九月五日、湘省官紳集議收回粵漢鐵路。

甲辰九月八日、廣東紳商集議爭回粵漢鐵路主權。

という二つの記事中の官紳・紳商の使い分けは、兩省の性格の差異を暗示している。更に、回收後廣東が商辦、湖南が官督商辦となつた事、兩公司役員の相違——湖南では總理袁樹勳 王先謙 余肇康（湖南長沙縣人、光緒十二年進士、法部左參議、江西按察使。） 協理張祖同 席匯湘、廣東では總辦鄭觀應（廣東香山縣人、寶順・太古洋行買辦、電報局總理、輪船招商局總辦、漢陽鐵廠總辦、開平・萍鄉・宣城等鐵山に關係、廣州商務總會協理。） 坐辦周麟述（廣東番禺縣人、安徽候補知縣、署理貴縣知事。） 羅光廷（廣東新會縣人、江西補用知府、省港南洋羅有記店東。） 李煜棠（廣東新會縣人、道銜、省城昇昌當店東。）——もその證左とならう。

事例③蘇杭甬鐵道。『粵漢鐵道ト共ニ利權回收ノ大成功トシテ支那人ノ理想トスル所』といわれた蘇杭甬鐵道回收について、浙江の動きを見よう。蘇杭甬鐵道敷設權は、一八九八年、京漢線が露に、滇越線が佛に與えられた事に對する利權均霑の意味で、盛宣懷・中英公司 (The British and Chinese Co.) 間に假條約が成立したもので、後工事に着手せず放置されていた。しかるに三年、浙江人李厚祐 (上海商務總會協理、絹絲公司資本金四〇萬兩・鹽西勸業場・永裕墾務公司經營) 等が江干・杭州城外拱宸橋間の鐵道敷設を巡撫に申請した爲、盛は中英公司に、六カ月以内に起工しなければ條約を破棄する旨通告した。しかるに同年七月、滬寧鐵路借款を締結した英國は、逆に蘇杭甬の正式契約を求め、解決に至らなかつた。

一九〇五年五月、前述の粵漢鐵道維持をほぼ斷念した合興公司代表 Bates (倍次) が、今度は浙贛鐵路承辦を要求、浙江巡撫輯縉はこれを杭州衢州嚴州三府の士紳に計つたが、彼等は同月二日拒否の態度を表明した。樊介軒 (後杭州商務總會總理) 等は連名で輯に抗議、同郷京官にも打電し、Bates の申し入れ拒絶を輯に轉電する様働きかけた。又、代表を送り、上海在住の浙江紳商と對策を協議する動きもみせている。中英公司からの回收が問題になつていた時、更に米國が介入して來た事は回收熱を一層煽る結果となり、七月二十四日、浙江紳商は拒絶外人、籌款自辦を目的とした集會を上海に開いた。參會者百六十餘人、主な參加者は、

嚴信厚 (浙江慈谿縣人、貢生、李鴻章の下で商務に従事、通久源紗廠資本金九〇萬元・通久遠麵粉公司資本金一〇萬元・華興水火保險公司資本金一〇〇萬兩・同利機器紡織麻袋公司資本金二八萬元等經營、南太武山煤礦に投資) 沈敦和 (浙江鄞縣人、ケンブリッジ大學留學、劉坤一の下で翻譯官、山西冀寧道、滬寧鐵道總辦、寧波旅滬同鄉會會長、上海商務會總理、華安水火人壽保險公司・華綸機織綢緞公司總理、革命時中立) 汪康年 (浙江杭州人、時務報・中外日報・京報等創刊) 湯壽潛 (浙江人、進士、江西提學使、浙江鐵道總理、豫備立憲公會に參加、革命後浙江都督、交通部總長、興業銀行資本金一〇〇萬元) 劉錦藻 (浙江吳興縣人、商辦楓杭州楓經鐵路協理官、民國三年參政院參政)

であり、他に王子展・孫問卿・沈淇泉・何燮侯 (留日學生代表)・楊士毅 (金華代表)・湯濟滄 (湖州代表)・武仲英 (杭州代

表)等の名が見える。同會は湯壽潛・劉錦藻を總・副理に選んだ後、《廢杭甬鐵路草約、改歸自辦》を決議、盛宣懷に打電した。⁽⁴⁾御史朱錫恩も浙江の要求を支持し、蘇杭甬草約撤廢を要請している。こうした結果は、

所有前與英商訂立蘇杭甬草合同、著責成盛宣懷趕緊磋商、務收回自辦、毋得藉詞延宕。

の上諭となり、政府も回収に乗出す事になる。⁽⁵⁾しかし回収は思う様に進まず、一九〇六年二月、中英公司は技師を送り蘇杭甬の測量を始めると共に英領事を通じて契約締結を求めて來た。⁽⁶⁾

一九〇七年九月に至り、英使 Jordan, J. N. (朱爾典) は外務部侍郎汪大燮と協議の結果、ようやく讓歩の態度を示し、ここに中國自造の代償として一五〇萬ポンド借款が計畫された。⁽⁷⁾これが傳えられると江浙兩省では再び借款拒否の運動が激化し、浙江京官は拒絶の要求を都察院を通じて上奏、⁽⁸⁾又、上海杭州等ではしばしば拒款會が開かれた。鄒綱(浙省鐵路業務學生)、湯緒(浙路副工程師)等が借款に反對して自殺したのもこの間の事である。⁽⁹⁾朱福詵(浙江海鹽縣人、光緒十二年進士、貴州學政、監察御史、豫備立憲公會參加)、徐定超(浙江溫州人、翰林院編修、御史、革命時溫州軍政分府長官)等も《拒絶鐵路借款》を上奏している。⁽¹⁰⁾他方兩省は資金募集に乗出し、その結果は『僅於旬日之間、集至四千萬元有奇』⁽¹¹⁾という狀況であつた。十一月二日、江浙鐵路股東は王文韶・王同愈・許鼎霖・楊延棟・雷奮(以上江蘇)、張元濟・孫詒讓(浙江人、浙江溫溪礦業開辦、瑞安商務分會總理)・孫廷翰(以上浙江)を代表に選び、十二月一〇日入京、政府に外款不借を要求し、翌一九〇八年一月初迄協議を續けた。その結果外務部は、借款は郵傳部が行い、あらためて蘇杭甬公司に轉貸する事、英國技師は總副理の節制に歸する事、建設材は英國の優先權を認めるとの方式を兩省公司に提示した。これに對し公司側は、英人技師を用いぬ事、中英公司の査帳を受けぬ事、一〇年後に返還を行う事という條件を外務部に覆電している。⁽¹²⁾この後、更に外務部・中英公司間に交渉が進められ、結局三月六日、蘇杭甬鐵路借款合同二四條が成立したのである。

〔合同の内容〕全額一五〇萬ポンド、年利五%。期限三〇年。建造及び管理權は中國側に屬す。機械材料代購手數料として中英公司に三萬五〇〇〇ポンドを支拂う事。英人總工程師は總辦の指揮下に入る事。⁽¹³⁾

ここで運動推進者の構成から判明する傾向についていえば、蘇杭甬回收では利潤追求に敏感な層が運動の中心に位置していた事である。この構成——特に嚴信厚・張元濟・湯壽潛・李厚祐等の性格の捉え方には種々な見解があるうが、中國としてはかなり典型的な民族ブルジョアジーと見るのが妥當ではないか。つまりこの回收を支えたのはこうした層の要求であり、更に同郷京官・學生等が参加して闘われたといえよう。この場合にも他の回收運動と同様、學生層の活躍が見られた。又、立憲運動推進者が多數名を連ねていた事も、蘇杭甬回收の注目すべき一面である。

以上述べた三件の他にも、關内外・奉新路等が相次いで回收され、廣九・津鎮路にも回收の動きがあつた。しかも、こうした回收運動の進展は各省自辦の要求を刺激する事となり、一九〇六年五月、商部の上奏はこうした狀況について、自比年以來、各省官紳……咸知借款造路、不免損失利權。於是協力同心、先後爭籌自辦。(光緒東華錄三 二年四月己未)

と述べ、一九〇八年六月の郵傳部上奏にも、

商辦鐵路、臣部已立案者共一七處。(光緒東華錄三 四年九月丙午)

と記載されている。又、支那經濟全書は、

此例(粵漢鐵道回收)ヲ以テ他ノ諸鐵道ニ援用セント欲シ、條約ノ無効、回收ノ正理等、無謀ナル議論ハ到ル處ニ稱ヘラレ、新聞紙ハ筆ヲ揃ヘテ自辦ノ必要ヲ説ク。

と記し、中國人の手により計畫されている關内外以下三〇の鐵道名を列舉している。

(2) 鑛山部門

鑛山利權の回收には特に見るべきものがあり、日清戦争後列強の利權獲得競争により奪われていた一八の鑛山利權は一九一〇年現在、

支那本部十八省ニ於テ現ニ外國人ノ經營ニ係ル鑛山ハ、開平炭坑(直隸)焦作炭田(福公司)博山、方村(以上山東省獨逸)ノ四個所ニ過ギス。(支那年鑑第一 一回二六五頁)

という狀況に變つていた。しかもこれらにも回收の動きが無かつた譯ではなく、例えば河南について見ると、雲南雜誌には、

河南學界、籌議爭收前豫撫劉樹堂及吳世釗斷送與英商福公司之大河以北之鑛產、各下手辦法。(第六號、大事月表、一)
(九〇七年二月一九日)

とあり、又、留日河南同鄉會は河南同胞に書を送り、福公司の既得鑛區の縮小と△不賣鑛地・趕緊自辦△を訴えている。

開平炭坑についても同様回收の動きが見られた。

事例④山西鑛區。この採掘權は一八九八年五月に英國福公司(Peking Syndicate Ltd.)に與えられたもので、これについては、當時、

同會社ガ山西河南兩省諸鑛山開掘ノ爲メ得タル特權ハ近時支那政府ガ歐洲人ニ與ヘタル鑛山開掘ノ特許中最モ著明ナル最モ洪大ナルモノ(支那經濟全書
ノ拾輯七一九頁)

と評されていた。これに對し山西では非難の聲が起り、山西京官は巡撫胡聘之を彈劾、徐樹銘(左都御史)は山西の△鑛務鐵路△の紳商自辦に歸すべき事を上奏した。しかしこうした要請は容れられず、山西鑛山採掘權は福公司の手に歸したのである。

一九〇三年になつて新しい動きが生れた。山西鄉紳、即ち、

渠本勳(山西祁縣人、進士出身、內閣中書、日本橫濱總領事、保晉公司第一次總理、後山西諮議局議員、資政院議員、雙福火柴公司經營、山西第一の票號といわれた。) 蔡侗(翰林院庶吉士。) 楊履晉(刑部郎中。) 李廷颺(吏部主事。) 谷如墉(山西太原

縣人、進士、度支部員外郎、戶部主事、河南正監理財政官、革命後山西省民政總長、山西大學堂總理、都督府顧問。) 成連增(山西

太原人、工部主事、後山西諮議局議員。) 董崇仁(山西定襄縣人、直隸候補道、北洋洋務局總辦、營務處總辦、革命後晉南鎮守使兼

陸軍第十四混成旅旅長。) 龐鑾(甘肅平涼知府。) 曹潤堂(直隸試用道。) 李作楷(江南即用知縣。) 常麟書(舉人。)

等は連名で豐晉鑛務總公司の設立を申請し、許可を得た。その設立主旨は、福公司に認許した以外の鑛產は晉商によつて

籌辦せしめ、利權の外溢を防ぐというものである。⁽⁵⁾ 即ち福公司の獨占權の限定とそれ以外の利權保護を目的としたもので、回收を意味するものではなかつた。しかし主唱者の内容から見て、回收に到る一つの段階であつたといえよう。

この様に回收への氣運が醸成されていた時、一九〇五年、福公司是測量を開始し、巡撫張人駿に對して、潞安・澤州・平定・平陽等各鑛山は他者の採掘を許さぬ事、民間が開掘したものは封閉せしめる事を要求した。⁽⁶⁾ これは福公司として、一八九八年の條約確認を要請したに過ぎなかつたのであろうが、反つて民情を刺激する結果となり、山西紳商は、福公司在國民の公産である鑛産を專辦せんとするのは國家主權を侵すものであり、原約には民間の開鑛を禁ずる文字はないとして、條約違反を理由に外務部に對して「收回自辦」を要請した。⁽⁷⁾ (この廢約理由は粵漢鐵道の場合と類似している。この時點では、回收自辦そのものが目的なのである。) 張人駿は山西士民の行動を支持し、福公司の要求を拒否した爲、交渉は決裂、福公司代表 Jamieson, J. W. (哲美森) は山西を去り、外務部へ運動する舉に出た。そこで山西紳民も亦、李廷驤・劉懋賞を代表として外務部へ提訴、交渉は北京へ移される事になつた。⁽⁸⁾ 張人駿は外務部宛の電文の中で次の様に述べている。

福公司礦務合同本已大錯、哲美森尙希求專辦。若不爭回、則數十萬窮民生機立斷。故紳民爭持甚堅。現哲美森因議不合、業已回京。聞欲至貴署理論。晉省紳民亦公舉李主政廷驤、劉舉人懋賞、月初進京作代表人、至貴署陳訴諸事。乞兄維持。若能挽回、則造福無量、不僞第一人私感也。一切實情、見李劉詳詢可悉。

しかし交渉は進展のないまま年を越し、張人駿は河南巡撫として去り、恩壽が後を引き繼ぐ事になる。恩は外務部の内意を受け、福公司・山西の合辦という妥協案で解決を計ろうとしたが「晉人持之甚堅」という状態を見て計畫を變更したといふ。⁽⁹⁾ この後も猛烈な回收運動が續けられ、同年十一月・留日學生李倍仁の死を以てした抗議は、鬭争の激烈さを象徴するものである。⁽¹⁰⁾

六年末、山西側は強硬手段をとり、劉懋賞・馮濟川(山西孝義縣人、後山西諮議局議員。)等の連名で恩壽に保晉礦務公司創設を申請、渠本勳を總理として鑛地の測量を開始した。⁽¹¹⁾ 即ち鑛務自辦を以て抵制の要圖と考え、一方で福公司与交渉、他

方で集股自辦という兩道に出たのである。公司開辦の經費としては畝捐銀五萬兩が支給され、翌年更に一五萬兩が追加された。⁶³

後更に交渉が進められた結果、一九〇八年一月、福公司の利權は二七〇萬兩で回收される事となり、長期の懸案も解決を見たのである。⁶⁴

山西鑛區回收の關係者には、以上の他に保晉公司第二代總理劉篤敬（山西太平縣人、道臺、商務局總辦、後山西諮議局議員、革命後太原電燈公司總理。）保晉公司に關係したと見られる梁善濟（山西崞縣人、光緒二十九年進士、日本留學、法政大學速成科卒業、後山西諮議局議長、革命後山西大學堂總辦、省議會會長、衆議院議長。）等があり、運動の中心はいずれも郷紳層で、渠本翹・劉篤敬等に見られる様に、利潤追求にも積極的であつたと推量される。その他、同郷京官、學生層の参加があり、就中留學生の活躍は特筆に値する。留日學生は、山西商務局總辦劉篤敬・巡撫張人駿・同郷京官・外務部へ打電し鑛區回收の爲の盡力を要請している。⁶⁵又、李倍仁が死を以て山西人の奮起を促した事は先に述べた通りである。

この他にも安徽銅官山鑛區・山東中興煤鑛・四川江北廳鑛區・山東茅山等五處・雲南七府鑛區・吉拉林河砂金鑛の回收が見られた。しかも、この回收の動きが自辦の要求を促し、更に自辦の要求が回收運動を促進させるという相互作用の側面を有していたのである。

以上述べた様に、回收運動推進者の内容は個々により微妙な相違はあるが、一般的には①郷紳層・同郷京官、②商人・企業家層、③學生、を主要構成員としたと考えられる。この中、②はいふ迄もなく、①も亦、客觀的に鐵道鑛山等新興企業の擔手になり得ると否とは暫く措き、それへの主觀的要求は相當強いものがあつた。尚この他に、表面に名前を見せなかつた多數の一般民衆の参加があつた事も十分豫想され得る事である。しかし實際問題として、この時期における彼等の力量をあまりに大きく評價する事は必ずしも妥當ではない。利權回收運動には、全人民の積極的参加を促す程の動因は乏しく、回收後の利益も、一般に一部少數者に分配されるはずのものであつた。

他方、運動推進者は回収の進行過程を通じて、少くともこの時点では政府との間に對立關係はなく、むしろそれに依存し、協調關係を保ち乍ら運動を進めていた。しかし第四章で述べる様に、この協調も鐵道國有化段階に至つて崩れ、對立關係に變化する。又それに伴ない、推進者内部にも中心の移行が生じている。尚、どの回収運動にも共通した特徴的現象は、學生層のめざましい活躍であり、これは五四運動のそれへの先驅といえよう。

三 立憲派と革命派

次に、立憲派と革命派の利權回収運動への對應の仕方を検討してみよう。

立憲派の主張は、改良派の立場を代表する新民叢報・東方雜誌・時報等よりその傾向を覗う事が出来る。戊戌變法の正統的繼承者を以て自任する彼等が、自國産業の發展、從つて利權回収運動に積極的支持を與えた事はむしろ當然といえよう。新民叢報は川漢鐵路公司設立問題に關し、その『不借外資』の主張が空言に終らぬ様にと好意的忠言を爲した後、

若誠能實踐不假外資之言、履行五年竣行之約、則吾國將來實業進化史、其必託始於是矣。創辦人之功德、不亦偉耶。

(四〇・四一號、實業時評、川鐵公司)

と述べており、川漢自辦に大きな期待を寄せていた事が覗える。又、菊池貫晴氏も述べておられる様に、對米ボイコットにおいてハワイ新中國報主筆陳儀侃が活躍したが、新民叢報は新中國報掲載の陳の『擬抵制禁例策』を支持し、その全文を轉載すると共に、次の様な讃辭をこめた論評を加えていた。

此策果能實行、則能使我民知自力之可用、能使我民知生計上對外競爭之理想及其能力與其方針、於無形中裨益于國民教育者、殆不少。

甚善、甚善。

又、『抵制禁約與中美國交之關係』(新民叢報、六八)(號、國聞雜評)の中で梁啓超は

報復の一義は國際法の容認する所であるにも拘らず、我政府が實力行使をせず、平和手段を用いて交渉している事は、それだけでも米

國に對する友誼を十分盡しているといふべきである。まして人民がどの國の商品を購買するかは全くその自由意志に屬するもので、國際法國內法共にこれを拘束する餘地はない。

として米貨排斥の合法性を主張、更に△此役者眞我國民性質之試金石▽と述べ、國民の決意を促していた。粵漢回收にも立憲派は支持の態度を堅持し、しかもこれを通じて民族的自覺の飛躍の高揚を期待した様である。

乃忽然利用時機、竟將粵漢鐵路收回、不値將來之大利無窮也。即今日中國之民氣、必因此而爲之一振、羣知國勢之猶可爲、國權之不可失、而咸思保護之焉、則愛國之心油然而生、國民之氣勃然而起矣。(新民叢報、六四號 楊度・粵漢鐵路議)

要するに立憲派は、革命派に比して帝國主義への對決の姿勢をより明確にしていたと考えられる。例えば東方雜誌(四一一年十二月二日中外日報)の『論政局傾軋之可危』は中國が直面している主要な危機として、①革命黨の暴動、②外人の逼迫、③經濟

の困難をあげているが、認識の妥當性はともかく、回收運動を指導して行く資格を具備していたといわなければならない。又東方雜誌は『論瓜分變相』(二一、錄甲辰第三十一號第三十二號合本外交報)『論國權之關係』(二一四、節錄乙巳二月二日匯報)『論鐵路與國家之關係』(一十、錄乙巳五月三〇日時報)

『論保守土地主權及路礦利權爲國民惟一之天職』(四一十一社説、節錄丁未一〇月一六日、神州日報)等多數の論文を掲げ、帝國主義の侵略下にある中國の危機を強調し、それに對抗する方策としての利權回收・實業振興を主張している。更に運動推進に立憲派の直接参加が見られた事も、回收運動が立憲派の主導權の下に進行した事を證するものである。

他方、革命派もおおむね回收運動に同情的で、その發展を支持していたと見てよいであろう。同盟會の主要メンバー胡漢民は機關紙民報の中で華工禁約問題について

華人以美禁華工約爲虐滋甚、乃有不用美貨之議。漸見實行、以要求廢約。此事準正義人道而行未嘗爲野蠻無禮之舉動。(民報、一號、時評、清政)

府與華工禁約問題)

と述べ、米貨排斥運動を正義に基いた行爲と評價し、粵漢鐵道回收と官辦商辦問題、山西鑛區回收等についても、同様支持の態度をとっている。しかし革命派の場合、支持の仕方及び論評に特徴的な傾向が見られる。即ち、運動を支持し乍ら

も回収の當事國に對する非難攻撃は極めて稀薄で、その矛先が常に滿洲政府に向けられていた點である。對米ボイコットの問題に關して、胡漢民は、

此次拒約、吾民族合羣之實力。吾人敬之、外人譽之、滿人忌之矣。(清政府與華工禁約問題)

と述べ、《滿人忌之》(具體的には、直隸總督袁世凱が天津での拒約會を禁止した事)の理由を《懼漢人之有團體而或爲彼患》と述べて、《將借外力而壓制我》《寧盡喪漢人而惟恐失滿洲寸土》の三項を擧げて説明し、漢・滿の利害不一致を強調する。更に胡氏は、

工約當爭而事有大於工約者。……今則其惡恨我有團體也如是。不惜犧牲我以求悅媚於人也如是。重彼首邱而輕我漢人如是。所謂司馬昭之心、路人皆知之。

と述べ、米國以外に爭うべき對象(滿洲政府)が手近にある事を指摘する。つまり革命派では、滿洲支配に對決しようとする意識が、對外的なそれよりも常に優先していたといえる。それは胡氏の次の言からも察せられよう。

權利之思想久忘、主奴之位置已定。異族醜類方且踞汝上、而時時魚肉汝。汝弗之爭而乃遽與人爭耶。我爭美約之同胞、其亦可以興也。

(清政府與華工禁約問題)

では粵漢回收における清朝政府の行動を如何に評價するか。胡氏はこれに對して、

鐵道は交通の機關であるから、政府はこれを掌握して漢人を監督せんとしているのだ。^四

と苦しい説明をしている。山西鎮區の場合でも《漢人の鎮産を賣送した清政府》への攻撃に全力が集中されて居り、福公司への攻撃は顯著でない。従つて回収支持の理由も、

外人の利權獲得は合法的である爲その回収は非常に困難である。これに反して清朝政府の占取は不法行爲であるから、我が羽翼が成れば何時でも回復出来る。

という事から、《他日權利回復之難易》を考慮してひとまず外國から滿洲政府の手中に回収しておこうと考えるに過ぎない。

いのである。^{四〇}

この様に理解すれば、粵漢鐵道管理權をめぐる官・民が對立した時、革命派が商辦を支持し、しかも最も積極性をおびる事が容易に首肯出來よう。民報は『粵東商民與岑春煊』^(第三號、胡漢民)、『粵漢鐵路之廣東自辦』^(第四號、粵人)の二論評を掲げ、商辦支持の態度を表明している。

要するに、革命派の目的はあくまで滿洲支配打倒にあり、帝國主義との對決は第二義的意義しか持たない。回收運動においても、機會ある毎に、これを利用して反滿思想鼓吹に努めようとする傾向が見られた。つまり、全中國人の力を結集し、それを反帝國爭に迄高める努力を缺いていたといえよう。しかし革命派がこの態度をとる限り、運動の主導權は立憲派に譲らねばならなかつたのである。

以上の事から、帝國主義をめぐる、當時、立憲派と革命派との間には、かなり根本的な評價の相違があつたと見なければならぬ。新民叢報と民報との間に闘わされた論争は、少くともその一部は、帝國主義の評價如何に起因したと考えられる。

四 諮議局と鐵道國有化反對闘争

本章では、鐵道國有化反對運動に於て大きな役割を果した諮議局の實體を明らかにし、併せて辛亥革命との關係を考察したい。

(1) 諮議局の成立

諮議局設立が計畫されたのは一九〇七年一〇月の事、豫備立憲の一環としてである。これより先、政府は、立憲運動懷柔と革命への傾斜阻止の爲、立憲制採用を決意した。一九〇五年一〇月五大臣を派遣して各國の憲政を考察せしめ、翌年九月、豫備立憲の詔勅を發布、

俟數年後規模粗具、查看情形、參用各國成法、妥議立憲實行期限、再行宣布天下、視進步之遲速、定期限之遠近。
(光緒東華錄三 二年七月戊申)

との一應の方針の下に立憲制施行の態度を表明した。これに續く一二月の官制改革・一九〇七年九月の資政院設置計畫は明らかに憲法制定・國會開設の線にそつた一連の布石であつた。

日本の場合を見ると、明治八年立憲政體創立の詔勅公布、元老院・大審院設置、地方官會議召集。一四年には二三年を以て國會開設の期と定め、一八年内閣制度實施。二二年帝國憲法發布。翌年帝國議會開會。およそ以上の過程を踏んだ譯である。中國の場合も、恐らく日本の辿つた方式を念頭に、ともかく憲政への道が開かれ、資政院・諮議局の設置が問題になつたと考えられる。そして資政院が公論の採取と國會開設の基礎となる事を目指したのに對し、諮議局の目標は地方議會に相當する機關たる事であつた。即ち、それは、

前經降旨、於京師設立資政院、以樹議院基礎。但各省亦應有採取輿論之所、俾其指陳通省利病、籌計地方治安、並爲資政院儲材之階。
(光緒東華錄三 三年九月辛丑)

という主旨にそつとしたのであり、更に將來資政院議員選舉の際には、諮議局より△公推遞升▽される事が豫定されていた。しかし、政府の立憲制決意自體が世論の壓力の結果である以上、新しく計畫された諮議局に對しても何らかの規制措置が採られたのも當然といえよう。従つて、憲政編查館の上奏には、

◎諮議局之設、爲地方自治與中央集權之樞紐、必使下足以裒集一省之輿論、而上仍無妨於國家統一之大權。

◎議政之權雖在議院、而行政之權仍在政府。……況諮議局僅爲一省言論之匯歸、尙非中央議院之比。則其言與行之界限、尤須確切訂明、不容稍有踰越。
(光緒東華錄三 四年六月戊寅)

との注意事項が附されていた。これは、諮議局が強大な權限を持つ事によつて生じる政府の意圖を離れた獨自の行動を禁じようとしたものである。換言すれば、諮議局はあくまで中央の方針に従屬し、その補助機關として機能する事を期待されていたのである。しかし乍ら後述の如く、結果的には、政府のそうした意圖は完全に失敗したといわなければならぬ。

諮議局設置の背景には、その他に、これに先行して地方自治の重要性が叫ばれていた事實がある。この時期になると新聞雑誌には地方自治に關する論文の掲載がめだつて増して來る。例えば『論地方自治爲豫備立憲之根本』(東方雜誌、四一―內務)では、立憲の豫備として司法行政・地方自治・國民教育・徵兵令の四項目を指摘し、更に地方自治につき次の様に記している。

惟地方自治一端、實爲立憲之根本。且欲實行強迫教育之制、尤非從自治入手、不能培其根而固其基。德之立憲發軔於州會。日本之立憲造端於府縣會。此盡人所知。不待言也。

こうした主張に呼應し、種々の名稱(自治研究所・研究地方公益會・自治期成會・地方自治會・地方自治研究會・地方公議局・自治公會・自治研究社)で呼ばれる地方自治組織が形成される。^{m)}これらの動きと諮議局設立とは、基盤を共有していたというべきであらう。

諮議局議員選舉には、いう迄もなく制限選舉方式が採られた。

〔選舉權資格〕 本省に原籍を有する男子二五歳以上で次の五條件のいずれかに該當する者、及び本省に原籍のない者の中、本省に寄居する事十年、一萬元以上の營業資本又は不動産を有する者。

①曾在本省地方辦理學務及其他公益事務滿三年以上著有成績者。②曾在本國或外國中學堂及與中學同等或中學以上之學堂畢業有文憑者。③有學貢生員以上之出身者。④曾任實缺職官文七品武五品以上未被參革者。⑤在本省地方有五千元以上之營業資本或不動産者。^{m)}

〔被選舉權資格〕 本省に原籍を有するか又は本省に寄居する事十年以上の男子三十歳以上の者。

〔選舉權・被選舉權の剥奪〕

①品行悖謬營私武斷者。②會處監禁以上之刑者。③營業不正者。④失財產上之信用被人控實尙未清結。⑤吸食鴉片者。⑥有心疾。⑦身家不清白者。⑧不識文義者。^{m)}

〔選舉權・被選舉權の一時停止〕 官吏及び幕友、現職の軍人・巡警、僧道及びその他の聖職者、各學堂學生。^{m)}

諮議局章程は、これに關し、

現在、初めて選挙を行うに當つて、俄かに普通選挙法を採用する事は出来ない。しかし、財産のみを以て基準とすれば民間の嗜利尙富の風潮を助長する事になるので、財産上の制限の他に資望・學識・名位等の格を設け……

と辯明しているが、要するに諮議局議員選挙に相當嚴しい制限選挙方式が採られた事は明白である。文盲率八割以上といわれた當時の中國にあつて、彼等を枠外に置き、五千元以上の資産保有者及び特定の知識階級・官位保持者のみの意志により構成される諮議局は、一部階級の要求を代辯する機關たるにすぎなかつた。しかし、それだけに議員相互の利害一致を得やすく、郷紳層・商人層の要求にそい、敏感に機能し得た點も見のがせない。

次に、利權回收運動に結集された力を、諮議局が如何に繼承したであらうか。回收運動から諮議局への繼承過程をはつきり示しているのは、山西の場合で、鐵山利權回收に關係した者の中、馮濟川・渠本勰・崔廷獻・劉篤敬・梁善濟（議長）・成運増の六名が諮議局に名を連ねている。しかし山西を除いては、顯著な繼承の跡を検證出來なかつた。湖南の場合、粵漢回收においてむしろ傍系とみられた譚延闓・陳文瑋等が、諮議局内では重要な位置を占め、彼等を中心とした議員が、鐵道國有化反對闘争の主導權を掌握する。四川でもほぼ同様の現象が見られ、國有化反對運動は、先の自辦運動では表面に出なかつた諮議局構成員によつて指導される。こう見て來ると、前記の利權回收の主導者と國有化反對闘争のそれとの間には、少くとも湖南・四川に關する限り、中心の移行があつたと見なければならぬ。もちろん國有化反對運動の指導者が、以前の回收運動に参加していなかつたという意味ではないけれども。

尚、政府の意圖にも拘らず、諮議局は、成立以來行政官廳と絶えず確執を續けていた。

・當資政院第一屆開會時、各省諮議局開第二屆常年會、與行政官廳頗多爭執。

巡撫楊文鼎の《舉辦公債》に對する諮議局の議決を經ていないという理由による湖南諮議局の抗議、《鹽斤加價》に關する同様の理由による雲貴總督と諮議局の對立、廣西における《限制外籍學生》問題をめぐる督撫と諮議局の抗争等がそれである。又、浙路公司總理の革職事件に關して、《公司總理、由股東公舉、載在商律》を理由に、諮議局が成命撤回を要

求する事態も見られた。⁽⁹⁾ こうした諮議局の動きは、鐵道國有化反對運動過程での同局の反政府的行動と無關係ではないであらう。

(2) 國有化反對闘争

諮議局が一個の組織としての力を發揮したのは、鐵道國有化反對運動を通じてであつた。國有化政策は給事中石長信の上奏により、盛宣懷の強力な支持の下に遂行されたもので、表面的理由は、從來の鐵道建設が經費と時間を空費するのみで成績が上らぬ故、幹線の國有化により、政治・軍事・經濟上の便に資そうという國家的見地に立つものであつた。國有化令を要約すると次の様になる。

廣大な中國において、邊境の防備、更に又憲政計畫・軍務調達・物産運輸は、四境を縦横する幹線の整備を前提としてはじめて達成し得る。これ迄、政府は鐵路建設に確定した方針がなかつた爲、幹線支線を問わず、申請されると即坐に商辦の許可を與えた。しかるに數年來、廣東は集股半に及んで路線完成少なく、四川は倒賑多く、しかも糾明すべなく、湖北又開局以來資金を徒費するのみであり、上下共にその害を受けている。故に宣統三年以前の各省の商辦幹線は國家が回收し、緊急に興築する。⁽¹⁰⁾

これが國有化實施の眞の理由でないにせよ、自辦決定以後の鐵道建設が、資金難・經營不良により、國有化の口實を與える様な狀況下にあつた事は事實である。租股等を除いた純商股は、湖南では必要經費四千萬元に對し百七十餘萬元、湖北は粵漢・川漢合せて七千六百萬元に對し僅か六十三萬餘元を集め得たにすぎず、⁽¹¹⁾ 募集成績の比較的良かつた廣東・四川でも、經營者内部の不和、資金濫用が相次ぎ、⁽¹²⁾ 政府に絶好の口實を與える結果となつた。

しかし、國有化實施の眞の必要性は他に存したのである。國家財政は、日清戦争・義和團事變を通じて極度に疲弊し、新しい財源を見い出す必要に迫られていた。この狀況に對處する手段として鐵道國有化を實施し、これを抵當に借款を行おうとしたのが實情である。國有後の鐵道が借款の抵當にされると公式に表明された譯ではないが、輿論はそれを察知し、反對運動を展開する。既に三年前に發表された『論官辦鐵路之惡結果、忠告郵部、警醒國民』^(東方雜誌 五一八) は、官辦化され

た鐵道が結果的に如何なる運命を辿るかを論究し、反對意見を公表したものである。論者はその中で八例をあげ、各鐵道がどのような経緯で外國の手中に陥るかを説明し、次の様に結んでいる。

此、八路者除粵漢校盡志士腦血、糜千餘萬鉅款、始挽狂瀾於既倒外、他如林榆京津蘆保涇滬寧則由官辦而變爲借款承辦。大冶則由官辦而變爲華洋合辦。龍州則由官辦而變爲外國自辦。……自吾觀之、與其謂爲官辦鐵路毋寧謂爲官賣鐵路之爲當也。

ここで論者は「官辦鐵路というよりむしろ官賣鐵路というべきだ」と述べ、電報局・招商局が外國の手中に陥らなかつたのは、商辦形態を採つていた事によると記している。もつて國有化反對論の一端を知る事が出來よう。

かかる反對論にも拘らず一九一〇年五月、湖廣鐵道に關する四國借款契約が成立、翌年五月、國有化令が公布されたと、ここに借款反對・鐵路商辦要求の保路運動の展開となる。これは經濟的利害を通して政府と郷紳層・商人層とのこれ迄の協調態勢の崩壞を意味する。

およそ、民衆の中に潜在する政治的經濟的利害の意識が一個の社會的運動として發展する爲には、個々の意識及び行動を結集せしめる中核を必要とする。國有化反對運動を通じて果した諮議局の役割は、まさにかかるものであつた。更に、新しい中核となり得る組織結成の媒介をなしたともいえよう。國有化問題での諮議局の動きを具體的に見ると、既に一九〇九年六月、湖廣鐵道に關する借款協約が一應の妥結を見た時、湖南では、譚延闓・龍璋（共に諮議局議員）等が主唱して△抵制外債・收回自辦▽を目的とした鐵路股東共濟會事務所を設置し、又、何陶は諸議員と協力して湘省集股會を設立し反對運動に立ち上つた。⁶³更に八月には諮議局議員八二人の名を以て總督張之洞及び都察院に打電し、租股累進法實施による資金募集計畫を述べ、借款不承認の態度を表明すると共に代奏を懇請している。⁶⁴省外在住の湖南人が△力爭借款▽を請願する對象が諮議局であつた事も、諮議局が運動の中心であつた事、少くとも一省輿論の中核たるべしと意識されていた事を證するものであらう。又、湘省鐵道週報の出版に關し、

湘路週報爲譚延闓・龍璋・陳文瑋・文斐諸紳所發起、以集股拒債爲目的。⁶⁵

という記事があるが、この中、文を除く譚・龍・陳はいずれも諮議局議員である。一〇月には鐵路股東會が職員を擧定したが、辦事員五人の中には前記の譚・龍・陳三名の他、やはり諮議局議員胡璧の名が見える。⁽⁹⁾

こうした中に借款協定が成立、一九一〇年七月、政府も承認を與えた。これに對し、湖南は各省にさきがけ、諮議局中心に拒款運動を展開する。次の記事は諮議局が陳炳煥・曾繼輝・石秉鈞・栗截時等四名を代表とし、借款停止を政府に陳情した経緯を記したものである。

於是極力反對借款、認爲借款卽是賣路。羣請湖南諮議局力爭。其時諮議局議長爲譚延闓、副議長陳炳煥及余（栗截時）二人。比由諮議局推陳炳煥、曾繼輝、石秉鈞及余四人進京請願、與徐世昌及侍郎汪大燮等接洽、停止借款。⁽¹⁰⁾

翌年五月國有化令が宣布され、四川湖南兩省の租股が停止されると、湖南諮議局は左學謙・周廣詢を代表として再び請願を行うと共に巡撫楊文鼎を通じて自辦要求を上奏した。

各國の商辦鐵路は外人の投資を許している爲、管理權が本國人以外の手に移り、軍事上の不便を生ずる事がある。故に國有に歸するのである。しかるに湘境粵漢鐵路は不附外股という條文を明確にし、集款は鹽捐・米捐・商股・租股・勸股によつており、外國の場合とは事情が異なる。又郵傳部のいう國有は借債により鐵路を築くにすぎず、やがて主權が外國の手中に陷る恐れがある。我國の鐵道敷設は現在萌芽期にあるから、私立公司に對してはよろしく保護を加えるべきである。⁽¹¹⁾

勿論この要求は容れられなかつたが、以上の経過により、湖南における反對運動が、諮議局の主唱下に展開している事實を見る。

この間、諮議局連合會は、借款及び鐵道國有化には問題があるとして、都察院を通じて疑惑を解く事を要求している。⁽¹²⁾

①借款は、政府と國民にそれを用いる力がある時には有効であるが、さもなくば自殺行爲に等しい。②資政院の議決を経ない國債は無効である。③上諭には借款の目的として幣制改革・實業振興・鐵道建設があげられているが、果して精密な計畫ありや否や。④鐵道國有には何故外債が必要なのか。又何故民款を排斥し商民既得の權利を奪うのか。⑤中國の外債は十億兩、全國十年の歳入をもつてして

も足りないのに今又借款を行うについては成算ありや否や。

政府からの満足な解答は勿論得られなかつた。

湖北でも事情は同様であつた。民論が激昂すると、諮議局議長湯化龍は副議長劉心源・姚晉折等と共に諮議局を代表し外資拒否・鐵道商辦の要求を以て政府に迫つたが、目的を達せず、武漢の各團體に働きかけ輿論を背景に再び請願する。しかし遂に容れられる所とならず、辭職・歸省のやむなきに至つた。そこへ武昌革命が勃發し、湯は推されて民政總長となる。反對運動の過程では、諮議局を通じて四川との共闘態勢も採られていた。

四川の場合は更に激烈な様相を見せる。二章で見た様に、四川では錫良在任當時から川漢鐵路公司を設け、《專集華股自辦、……不附洋股》の方針の下に、主として《股分之股》《抽租之股》の二種の方式により株式募集が進められていた。租股とは《按租出穀、百分取三》という内容のものである。その他土藥股・鹽股・茶股等があり、それだけに國有化に利害關係を持つ層は多かつた譯である。更に四川の運動を激化せしめたものに、國有化後の處理方法の問題がある。即ち四川の場合は他の三省に對する處置に比して冷遇され、《現款返還》《國家保利股票發給》《國家無利股票發給》の内、第一方式は全く採られず、ここにも不滿醸成の要因があつたと見られる。

粵路全係商股、因路工遲滯、糜費太甚、票價不及五成。現每股從優先行發還六成。其餘虧耗之四成、並准格外體恤、發給國家無利股票。路成獲利之日、准在本路餘利項下、分十年攤給。湘路商股・照本發還。其餘米捐租股等款、准其發給國家保利股票。鄂路商股、並准一律照本發還。其因路動用賑穀捐款、准照湖南米捐辦理。川路宜昌實用工料之款、四百數十萬兩、准給國家保利股票。其現存七百萬兩、願否入股、或歸本省興辦實業、仍聽其便。（四川血）辛亥革命四所收、三九二

四川でも運動を指導したのは諮議局である。五月一三日國有化令に接した王人文（護理四川總督）は、その事を鐵道役員に告げ、共に諮議局に至つて商議したが、諮議局議長蒲殿俊は、

鐵路公司有股本、股權關係、非另行開會、不能解決。

として、臨時株主會召集を求めた。⁽⁸⁷⁾そして蒲殿俊・羅綸・川路股東會董事顏楷・張瀾（共に諮議局議員）等は國有化令撤回を政府に要求、王人文に代表を要請した。王は鐵道接收の暫時延期を上奏したが、政府は諮議局の接收延期の要求を資金の運営不正を隱蔽する口實であろうときめつけ、要請を拒否した。⁽⁸⁸⁾ここに及んで臨時株主大會の爲成都に召集された各州縣の株主代表は、結局、借款の抵當として外國に讓渡することになる國有化には絶對承服し得ぬという嚴しい態度を表明したのである。

收路國有、川人可從、收路爲他國所有、川人死不能從。此次鐵路借款合同、名非抵押、實則供奉。況外此借債、聘請顧問、路權政權、兩受干涉。埃及覆轍、危機在即。⁽⁸⁹⁾

五月二日には、拒借洋款・廢約保路の目的を以て保路同志會（正副議長は蒲殿俊・羅綸）が組織される。⁽⁹⁰⁾ここに諮議局・株主會により主唱された國有化反對運動が發展擴大し、保路運動推進の中核となる新しい組織が生れたのである。四川ではこれを中心に更に廣範な層を吸收して闘う事になり、以後各地で罷市・罷課が相次ぎ、⁽⁹¹⁾鬭争は新段階に入つた。これに對し、王人文に代つた總督趙爾豐は政府に援兵を乞う一方、爭路の主謀者蒲殿俊（諮議局議長）・羅綸（同副議長）・鄧孝可（蜀報發行）・顏楷・株主會副會長張瀾（諮議局議員）・胡嶸・江三乘（諮議局議員）・葉秉誠・王銘新等を逮捕・拘禁するという強硬態度に出た。その理由を趙爾豐は次の様に述べている。

川人爭路之焰、至於極點、皆由鄧孝可、羅綸、顏楷、張瀾等鼓吹而成、而蒲殿俊復暗中爲之主謀、以爲後援。（宣統三年七月二五日、趙爾豐宛の電文、辛亥革命四所收四八四）

しかしこれは反つて運動を刺激し、更に蒲等の釋放を求めて總督衙門に押しかけた群衆に發砲し、數十人を殺傷するに及び、民衆は益々激昂、以後、四川は暴動状態に突入する。

しかし蒲殿俊等はいくまで、革命を企圖したものではなかつた。釋放された蒲等は連名で、四川人民に保路同志會本來の目的に歸り、暴動を中止する様訴えていた。⁽⁹²⁾尤もこれに反して、拒款請願より歸途、蒲が湖南諮議局議員左學謙に語つ

たという次の言葉もある。

國內政治已無可爲、政府已彰明較著不要人民了。吾人欲救中國、捨革命無他法。我川人已相富準備、望聯絡各省、共策進行。(33)

しかし史料的看着て、その信憑性は疑わしいとしなければならぬ。

以上、諮議局中心に國有化反對鬭争の進行を概観した。諮議局はその基本的性格からみて、一般民衆の要求を反映したものとはいえないが、理論的に一省輿論の中心と考えられた事により民衆の意志と行動を結集する中核となり、運動の展開を圓滑ならしめる役割を演じた。又諮議局としての政府への運動は請願の域を出なかつたが、國有化問題を通じて、彼等の要求と政府のそれとは完全に兩立し得なくなっている事實に注意すべきであろう。從來の運動では鬭争の對象が帝國主義諸國であつたのに反し、國有化反對鬭争では帝國主義及びそれと結んだ滿洲政府——しかも當面の敵は政府と意識された事である。この事は、事態が革命の段階に至つても、諮議局に代表される勢力は、革命への参加又は中立の態度をとり、少くとも清朝支持にはまわらぬ事を示唆するものである。又、諮議局を通じて他省と共鬭態勢がとられた點は、國會即開運動——諮議局連合の繼承とも考えられる。とにかく諮議局は政府の期待に反し徐々に反政府的性格を濃厚にし、各省の利害關係により獨自の行動を開始する。従つて國有化問題では、地方の要求を結集・代辯する機關となり、鬭争擴大の主動力となつた。しかも、鬭争そのものが諮議局の意圖と限界をのりこえて發展して行くという過程を見せるのである。諮議局は自らは辛亥革命の主體たり得なかつたが、結果的にはそれへの端緒を開いたといえよう。

おわりに

二〇世紀初頭、中國各地に相次いで現れた利權回收運動は、以上述べた様に、種々の政治的經濟的結果を生んだ。しかし、一度その運動の効率性という點に着目するならば、必ずしも大きな成果をあげたとはいひ難い。幾多の犠牲を拂つて回收された粵漢鐵道にしても、資金難と近代的企业家の缺如、更には技術水準の低さの故に獨力で建設し得ず、借款・國

有化という道を辿らざるを得なかつたのである。しかもそれが粵漢鐵道のみ現象に止まらなかつた點に問題がある。その理由は何か。結局それは、回收運動にしても自辦運動にしても、防衛的受動的姿勢に終始し、自ら新しいものを創造する積極性を缺いていた事に起因していると考えられる。そして又、消極的姿勢に終らせた原因は、運動自體が多分に理念的であつて、回收自辦という要求に現實の政治經濟體制が密着し得なかつた事、それどころか、二者があまりに懸隔していた事にあつた點も認めなければならぬであらう。しかし、その故に、この運動の意義を低く評價するのは妥當でない。利權回收運動が、辛亥革命への導火線の役割を果した事、更にそれ以上に、植民地化の危機下にある中國人の反帝運動としての意義、五四運動に先驅する民族運動としての意義を有した點を没却してはならないと思うのである。

註

- (1) 請廢八股試帖楷法試士改用策論摺・請開學校摺・請厲工藝獎創新摺・請裁綠營放旗兵改營勇爲巡警仿德日而練兵摺・請定立憲開國會摺・請廢漕運改以漕款築鐵路摺・奏請裁撤釐金片・條陳商務摺・請開制度局議行新政摺（戊戌變法）、一二三—二六九）
- (2) 商部設立（光緒東華錄二九年七月戊戌）・商律公布（同二九年一二月甲寅）・商業振興の上諭（同二九年八月丁巳）・鐵道簡明章程公布（同二九年一〇月甲子・支那經濟全書四輯一五六）・鑛務正章實施（東方雜誌五—四實業・支那經濟全書拾輯四二八—四六二）
- (3) 案此戰於世界最大之關繫有二。一則黃種將與白種並存於世、黃白優劣之說、無人能再信之。二則專制政體爲亡國辱種毒藥。其例確立如水火金刃之無可疑。（東方雜誌一—三、論中國前途有可望之機）
- (4) “A Short History of Shanghai”, (土方定一・橋本八男譯「上海史」)
- (5) 山西留學生李培仁、因福公司攘奪晉省礦權蹈海死。（雲南雜誌三號大事月表丙午九月）李君培仁聞此惡耗、憤懣填胸、兩月前此間「橫濱」公推代表回國辦礦時、李君送至新橋、歸而涕泣終夜、嘗恨山西無人。死之前到新宿海岸、傍徨不歸、有豐多摩郡老人見而憐之、送歸寓所、至是竟以身殉。警察於屍體懷中得其遺書、意在激發同人、堅前途爭礦之志。（山西礦務檔案九六—九七、中國近代工業史資料第二輯下、七四五）
- (6) 日本留學山西人李培仁ノ如キハ時局ヲ憤慨ノ餘リ歸國ノ途次身ヲ日本海ニ投ジテ以テ福公司ノ有スル鑛山利益ノ回收ヲ國民ニ激勵セリ氏ハ死ニ臨ミ遺書ヲ山西官吏ニ致シテ曰ク極力抗議シテ山西路鑛權ヲ再ビ西人ノ手ニ入ラシムベカラズト（支那經濟全書拾輯七三八—七三九）

十月十六日、浙省鐵路業務學生鄺綱、以蘇杭甬鐵路勸借英款

事、大憤、嘔血死。

十月三十日、浙路副工程師湯緒、以蘇杭甬鐵路勸借外款事、大憤、絕粒死。(東方雜誌四—十光緒三三年中國事記) 雲南雜誌(一二號大事編記)にも同様の記事あり。

(7) 支那經濟全書(拾一輯一〇〇一及び一九〇一—一九二)

對米ボイコットの意義について(菊池貴晴、歷史學研究、一九三號)

(9) 第二辰丸事件の對日ボイコット(菊池貴晴、歷史學研究、二〇九號)

(10) 川漢鐵路集股章程摺(光緒三〇年一月一日、錫良遺稿、四五五)

(11) 奏設川漢鐵路公司摺(光緒二九年閏五月二四日、錫良遺稿、三三九—三四〇)

(12) 開辦川漢鐵路公司摺(光緒二九年二月初六日、錫良遺稿、三八九—三九〇)

(13) 委許藩司督辦川漢鐵路公司片(光緒三〇年四月初四日、錫良遺稿、四〇〇)

(14) 以下に記した人物の略歴は次の書物によつた。現代支那人名鑑・改訂現代支那人名鑑・支那官紳錄・中國近代工業史料(二輯下)・清史稿・碑傳集補・中國人名大辭典・支那年鑑(一回・二回)・東方雜誌・新民叢報・光緒東華錄・戊戌變法四(中國近代史資料叢刊)・錫良遺稿・清實錄經濟史料輯要・中國報學史(戈公振)・辛亥革命四(中國近代史資料叢刊)・汪康年傳稿(內藤戊申、東洋史研究一七—三)・支

那經濟全書(五輯・拾輯)・中國社會に於ける指導層(根岸信)

(15) 現代支那人名鑑(三九〇—三九二)

(16) 英法坐索川漢鐵路、事務日迫。東中川省留學生三百餘人、開

同鄉會、商議對付之法。又以徒託空言、言之無力、乃自度其力量所能及、先認……四萬金。……又各度其親友所能募勸者分擔認募勸之義務、約可籌二十萬金。(新民叢報五七號、留學東京四川學生爲川漢鐵路事上川督錫制軍書) 又、留日學生

は、四川の素封家・商人・農民・工人・寺觀・婦女・兒童に對して、資金募集を呼びかけている。(新民叢報五八號、東京留學四川學生爲川漢鐵路事敬告全蜀父老)

(17) これは單に時間的な意味ではなく、粵漢路の回收を以て回收運動への道を開く事が期待されており、事實又、以後の回收運動に大きな影響を與えたと考えられる。

粵漢鐵路議(新民叢報六四號) 參照

(18) 比利時者、實俄法同盟之傀儡、全球所同認也。(新民叢報五一號、粵漢鐵路交涉之警聞)

(19) 中國從前本與美商訂約、則此路惟美國商人方有承造之權。此

後若仍由美商承造則已。如竟歸諸比人之手則照已定之約而論、中國已有可以廢約之理。(東方雜誌一一五、論粵漢鐵路)

今茲以湖南官紳之發議、謂其違反廿七年六月新約中所謂權利不許讓與他國之一條、乃爲廢約贖路之議。(新民叢報五一號、梁啓超・粵漢鐵路交涉之警聞)

(20) 其尤可慮者則蘆漢鐵路既據中國之半矣。若粵漢鐵路又入於俄

- 人之手則南方一半又將爲俄人所有。將來南北兩幹路同時工竣後、即不啻舉中國之全境納諸俄人之囊橐中、而任其如取如攜。(東方雜誌一一五、論粵漢鐵路)
- (21) 王先謙・葉德輝等の變法派への反對意見は戊戌變法(二)に收められている。
- (22) 支那經濟全書(五輯、四七八)
- (23) 光緒東華錄(光緒三〇年一〇月乙丑)
- (24) 中國鐵路發展史(一一三—一一四、李抱宏譯、原名・Percy Horace Kent: "Railway Enterprise in China." London, 1907)
- (25) 前掲書(一一四)、東方雜誌(二一一、中國事記)、新民叢報(六二號中國大事月表)
- (26) 留美學生電致鄂督張之洞、謂贛路廢約合萬國公例。(新民叢報六二號、中國大事月表)
- (27) 留日湖北學生有電致鄂督張之洞請堅持鐵路廢約之議。(同)
- (28) 留美學生電致外務部、謂合興先達約、後收股。約仍可廢。如美政府干預、可據律與爭。(新民叢報六四號、中國大事月表)
- (29) 留學日本學生因粵漢路事、電請鄂督張之洞、實行廢約、不必再求美政府承認。(同)
- (30) 中國鐵路發展史(一一五)によれば、年利四分五釐、期限十年、湖南・湖北・廣東の鴉片税を抵當とする。技師を備う場合、半數以上英人技師を使用する。中國側で粵漢鐵道建設が出来ぬ場合には、英國の優先權を認める事とある。
- (31) 光緒東華錄(三二年正月甲戌)
- (32) 前掲書(三一年一〇月丁卯) 東方雜誌(二一二、光緒三一年九月中國事記)
- (33) 光緒東華錄(三二年正月甲戌)
- (34) 民報(四號、粵漢鐵路之廣東自辦) 中國鐵路發展史(一一五) 支那經濟全書(五輯四八五—四八七)
- (35) 支那經濟全書(五輯、四七八)
- (36) 光緒東華錄(三二年六月乙酉)
- (37) 東方雜誌(四一五、湖南粵漢鐵路總公司暫定簡明章程)
- (38) 支那經濟全書(五輯、五〇二)
- (39) 支那經濟全書(五輯、二九六)
- (40) 清末江浙における鐵路問題とブルジョア勢力の一側面(藤井正夫、歴研、一八三號) 參照。
- (41) 中國鐵路發展史(一二六)、支那經濟全書(五輯、二九六)
- (42) 東方雜誌(五一、記蘇杭甬鐵路拒借英款事)
- (43) 支那經濟全書(五輯、二九七) 東方雜誌(二一一、各省鐵路彙誌、浙江)
- (44) 美商倍次粵漢鐵路合興公司代表人也。近因湘鄂粵三省士商、協力抵制、風潮激裂、挽回無術、乃作失之東隅收之桑榆之想、忽向浙省當道、索辦浙贛鐵路、自杭州築至衢州之常山、以江西邊界爲終點。(東方雜誌二一一、各省鐵路彙誌、浙江)
- (45) (初二日) 美商倍次擬承辦浙贛鐵路。浙撫聶緝規飭商礦局轉飭抗衛嚴三府紳士集議。(一八日) 浙紳士會議、拒絕美人倍次承辦浙贛鐵路。(東方雜誌二一五、光緒三一年四月中國事記)
- (46) 東方雜誌(二一一、各省鐵路彙誌、浙江) 同(二一八、

- 光緒三十一年六月中國事記)
- (43) 光緒東華錄 (三一年八月乙丑)
- (44) 前揭書 (三三年九月壬寅) 東方雜誌 (五一、一、記蘇杭甬鐵路拒借英款事)
- (45) 東方雜誌 (四一〇、光緒三十三年九月中國事記)
- (46) 註(六)參照
- (47) 光緒東華錄 (三三年一〇月壬午)
- (48) 東方雜誌 (五一、一、記蘇杭甬鐵路拒借英款事)
- (49) 光緒東華錄 (三四年二月庚申) 中外條約彙編 (四八一五一)
- (50) 支那經濟全書 (五輯、八六一八九)
- (51) 時報 (一九〇七年三月一〇日、中國近代工業史資料二輯下七四六—七四八·七六二—七六三)
- (52) 光緒東華錄 (二四年四月壬寅)
- (53) 前揭書 (二九年正月丁丑) 支那經濟全書 (拾輯、七三四—七三五·七三七)
- (54) 山西礦務檔案 (九六一九七) 平定陽泉附近保晉煤礦報告 (礦業報告、一冊一〇、中國近代工業史資料二輯下、七六四) 支那經濟全書 (拾輯、七三八) 時報 (一九〇六年一月三〇日、中國近代工業史資料二輯下、七四五—七四六) 東方雜誌 (四一二、各省礦務彙誌、山西) 民報 (四號、清政府決意賣送漢人礦產)
- (55) 時報 (一九〇六年一月三〇日中國近代工業史資料二輯下、七四五—七四六)
- (56) 山西礦務檔案 (九六一九七) 東方雜誌 (四一二、各省礦務彙誌、山西) 民報 (四號、清政府決意賣送漢人礦產)
- (57) 註(五)參照。
- (58) 平安陽泉附近保晉煤礦報告 (礦業報告一冊、一〇、中國近代工業史資料二輯下、七六四) 時報 (一九一〇年一〇月二四日、山西保晉公司報告書、中國近代工業史資料二輯下七六五)
- (59) 前揭書 (七六五—七六七)
- (60) 東方雜誌 (五一、一、光緒三十三年一二月、中國事記) 同(六、一一、各省路礦要聞、山西)
- (61) 山西礦務檔案 (留東學界與內地往復電文)
- (62) 新民叢報 (三八·三九號) 同(四〇·四一號檀香山華工對於禁約問題)
- (63) 民報 (三號、辯姦·粵漢商民與岑春煊) 同(四號、粵人·粵漢鐵路之廣東自辦)
- (64) 民報 (四號、疊仇·清政府決意賣送漢人礦產)
- (65) 或謂滿政府、既漠然於漢族之利益、何以對於粵漢鐵路、極力爭復、獨不爾耶。此自由有說。鐵道爲交通之機關。政府方欲握之以監督漢人。(民報一號、清政府與華工禁約問題)
- (66) 民報 (二號、胡漢民·張之洞之賣礦)
- (67) 東方雜誌的各號參照。
- (68) 東方雜誌 (五一七、憲政編查館等奏擬訂各省諮議局章程並議員選舉章程摺)
- (69) 東方雜誌 (九一七、議會及政黨、辛亥革命四七一所收)
- (70) 清末における鐵道國有政策の背景 (波多野善大、名大文學部研究論集、史學六) 參照。

- (80) 辛亥革命鈞(三三九—三四〇) 東方雜誌(八一四、宣統三年四月中國大事記)
- (81) 清宣統朝外交史料(卷二)、郵部奏查明湘鄂路工既且股捐各款情形摺。宣統三年八月初六日)
- (82) 光緒東華錄(三三年五月丙辰)、四川血(辛亥革命鈞所收、三九二、上諭) 宣統政記(宣統二年一〇月丁丑)、同(宣統二年一〇月丁亥)
- (83) 湘路危言(辛亥革命鈞所收、五三八)
- (84) 前揭書(五三九)
- (85) 前揭書(五四二)
- (86) 前揭書(五四八—五四九)
- (87) 湖南文獻彙編第二輯湖南反正追記(辛亥革命鈞所收、五五一)
- (88) 東方雜誌(八一四、宣統三年四月中國大事記) 宣統政記(宣統三年四月壬辰)
- (89) 湖南文獻彙編第二輯湖南反正追記(辛亥革命鈞所收、五五一)
- (90) 東方雜誌(八一四、宣統三年四月中國大事記)
- (91) 辛亥遜清政變發源記(辛亥革命鈞所收、三四〇—三四五)
- (92) 四川血(辛亥革命鈞所收、四〇五—四〇六)
- (93) 錫良遺稿(四五四—四五七、川漢鐵路集股章程摺)
- (94) 辛亥四川路事罪言(王人文奏、辛亥革命鈞所收、四二一) 中には四川紳民羅綸等二千四百餘人の連名として次の様な言葉がみえる。度支部會奏、謂湘粵商股、一律照本發還、川路用款、准給保路股票、其存款或令入股、或歸本省舉辦實業等語。是川路雖有商股、不得如湘鄂商股照本發還又已知。
- (95) 辛亥遜清政變發源記(辛亥革命鈞所收、三三二)
- (96) 東方雜誌(八一五、大事記、宣統三年五月初六日)、四川血(辛亥革命鈞所收、三九一—三九二) 宣統政記(宣統三年五月癸卯)
- (97) 四川血(辛亥革命鈞所收、四〇三—四〇五) 反正前後(郭沫若、辛亥革命鈞所收、四四九—四五六)
- (98) 罷市・罷課の狀況は辛亥革命鈞に收められた趙爾豐の電報によつてその概要をうかがう事が出来る。川聞李仍總宜益激、罷市、罷課、不納稅、僅未暴動。然匪徒別有圖謀、兵警皆爲撓惑、果用嚴重干涉、恐生意外。前定操縱緩急、恐皆無效、非朝廷稍變方針、萬難解決。(辛亥革命鈞、四五九)
- (99) 辛亥遜清政變發源記(哀告全川伯叔兄弟、辛亥革命鈞所收、三八五—三八七)
- (100) 湖南文獻彙編第二輯湖南反正追記(辛亥革命鈞所收、五五一)

〔第 一 表〕

〔第 二 表〕

年 份	合 計			商 辦		
	廠礦數	資本 (元)	指 數 1890=100	廠礦數	資本 (元)	指 數 1890=100
1890	7	120萬	100.0	5	45萬	100.0
91	7	107	89.2	5	33	73.3
92	6	155	129.2	5	21	46.7
93	8	36	30.0	8	36	80.0
94	8	319	265.8	6	201	446.7
95	17	422	351.7	15	373	828.9
96	13	354	295.0	10	132	293.3
97	16	592	493.3	13	473	1051.1
98	15	399	332.5	13	209	464.4
99	11	794	661.7	8	154	342.2
1900	10	310	258.3	9	301	668.9
01	5	38	31.7	3	10	22.2
02	15	528	440.0	10	119	264.4
03	9	60	50.0	6	43	95.6
04	23	522	435.0	21	479	1066.7
05	54	1481	1234.2	47	781	1735.6
06	64	2128	1773.3	52	1299	2886.7
07	50	1457	1214.2	38	826	1835.6
08	52	2253	1877.5	44	1535	3411.1
09	29	995	829.2	22	392	882.2
1910	25	494	411.7	22	429	953.3
11	14	229	190.8	12	124	275.6

民族資本主義發生及其初步發展時期歷年設立的廠礦及其資本。

(中國近代經濟史統計資料選輯, 93頁)

〔第 三 表〕

時 期	設立的家數	設立時的資本額 (千元)
1840—1870	7	2802
1871—1894	16	4829
1895—1913	136	103153

外國資本の對中投下。(中國近代工業史資料第二輯上, 1頁)

〔第 四 表〕

年 份	出 口 (萬元)	指 數	進 口 (萬元)	指 數	出 超 (+) 或 入 超 (-)
1871—1873	110	100.0	106	100.0	+ 1
1881—1883	108	98.2	126	118.9	- 18
1891—1893	167	151.8	219	206.6	- 52
1901—1903	311	282.7	473	416.2	- 162
1909—1911	570	518.2	702	662.3	- 132

進出口貿易淨值 (中國近代經濟史統計資料選輯, 64頁)